

運用 2（農業集落排水事業）

第 1 趣旨

農業及び農村の健全な発展を期するためには、生産性の高い農業の実現を目指すとともに、活力ある農村社会の形成を図ることが緊要である。しかし、近年の農村社会における混住化の進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変化等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。また、循環型社会の構築が21世紀の我が国の最も重要な政策課題の一つとなる中、農業集落排水施設から排出される汚泥や処理水の循環利用についても、今後一層の対応が必要な状況にある。

このため、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資するものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 から第 9 までの規定は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 、第 4 の 1 及び 2 、第 5 の柱書き、第 6 の 1 、第 8 の 1 並びに第 9 の柱書き	別紙 4－2 取扱い 2	別紙 7 取扱い 2 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2
第 4 の 1	農山漁村地域整備交付金実施要綱第 2 の 2 の (2) の③	沖縄振興公共投資交付金制度要綱第 4
	地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長。その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長

第 4 の 2 及 び 4 、第 5 の 柱 書き、第 6 の 1 及 び 3 並 び に 第 9 の 柱 書 き	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
---	---------	-------------

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業集落排水事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 17 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施の申請を行っている農業集落排水事業については、本要綱に基づき事業計画等が提出されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 17 に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 2 により移行された地区については、なお従前の例による。

第 5 附則

- 1 従前の農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）に基づく事業の実施に当たっては、本要綱を準用するものとする。
- 2 交付要綱の施行に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産事務次官依命通知以外の農林水産事務次官依命通知にあつては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林

水産事務次官依命通知)」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」を全て「沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）」を全て「沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）」と読み替えるものとする。